

Z E A L 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、「株式会社STORY」（以下、「事業者」という。）が開設する「Z E A L」（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス：多機能型）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供に務めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な支援指導を行うものとする。
- 4 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な支援指導を行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 6 前5項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容の他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 Z E A L
- (2) 所在地 静岡県富士市国久保三丁目2番32号3F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、従業者に、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤）
児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者および利用者の生活に対する意向、利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、保護者に交付の上、同意を求め、個別支援計画の作成後は計画の実施状況の把握を行うとともに、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する記技術指導及び助言を行う。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上（内訳 常勤1名以上）
個別支援計画に基づき、利用者及び保護者に対し適切な支援指導を行う。
- (4) その他の従業者 必要に応じて配置
個別支援計画に基づき、児童指導員又は保育士とともに利用者及び保護者に対し適切な支援指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
・ 平日（月～金） 9：00～18：00までとする。
・ 土曜日・祝日・学校休業日（春・夏・冬の長期休暇を含む）
9：00～17：30までとする。

(3) サービス提供日・時間

①児童発達支援

- ・平日（月～金） 9：30～17：30までとする。
- ・土曜日・祝日・学校休業日（春・夏・冬の長期休暇を含む）
9：30～14：30までとする。

②放課後等デイサービス

- ・授業終了後 13：00～17：30までとする。
- ・土曜日・祝日・学校休業日（春・夏・冬の長期休暇を含む）
9：30～16：30までとする。

(利用定員)

第6条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、合計10名とする。

(指定通所支援の内容)

第7条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

- (1) 通所支援計画の作成及びモニタリングを実施し、通所給付決定保護者へ説明を行う。
- (2) 日常生活における基本的動作の指導
- (3) 日常生活、集団生活適応訓練
- (4) 創作的な活動の指導
- (5) 散策、軽スポーツ、音楽等
- (6) 家庭からの生活相談等
- (7) 利用者の自宅又は学校と事業所間の送迎

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 サービスを提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) おやつ代 1食100円（消費税別途）
- (2) 創作活動に係る材料費
- (3) 外出時における入園料等の実費

3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、富士市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及び保護者は、サービス利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができな
い場合は、保護者の同意を得て、サービス内容を変更すなどの措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速
やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告する
ものとする。

(苦情解決)

第12条 事業者は、事業所において提供した指定通所支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な
措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町
村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(掲示)

第17条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、業務継続計画を定めたときは、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第22条 提供した指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して静岡県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、静岡県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する留意点)

第23条 事業者は、事業所において適切な児童発達支援及び放課後等デイサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業員が、従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業所は、概ね1年に1回以上、児童発達支援ガイドライン及び課後等デイサービスガイドラインを踏まえて、提供する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第24条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社STORYと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。